

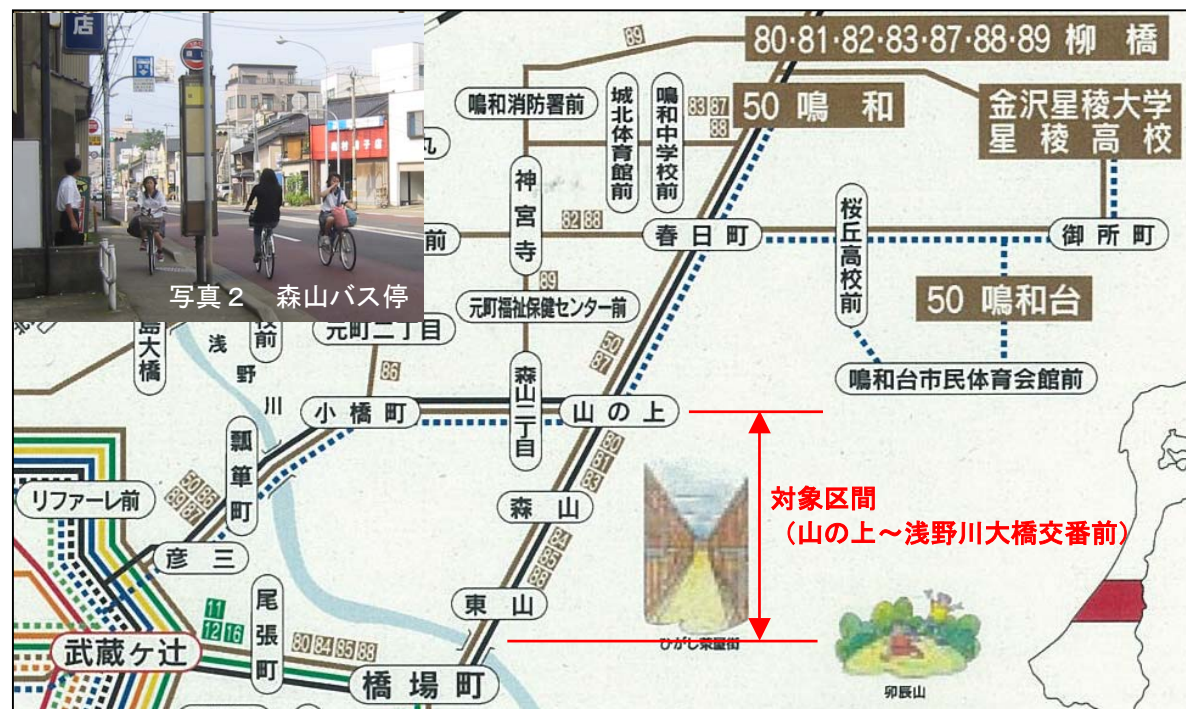
■資料8：対象区間のバス運行本数

◇対象区間には、「東山」「森山」「山の上（橋場町方面のみ）」の3つのバス停があり、鳴和方面には173本（朝ピーク時30本）、橋場町方面には176本（朝ピーク時36本）のバスが運行（バス停の詳細な位置については資料1参照）。

【対象区間のバス運行本数】

バス種別	北鉄バス		JRバス		合計	
	→鳴和	→橋場	→鳴和	→橋場	→鳴和	→橋場
6時台	0	6	2	2	2	8
7時台	7	13	6	8	13	21
8時台	10	8	7	7	17	15
9時台	9	6	5	5	14	11
10時台	7	6	3	5	13	11
11時台	6	8	3	4	14	12
12時台	7	5	4	3	11	8
13時台	5	7	4	4	9	11
14時台	7	6	5	4	12	10
15時台	6	6	4	4	10	10
16時台	7	8	5	5	12	13
17時台	7	7	7	5	14	12
18時台	7	7	6	5	13	12
19時台	7	5	3	6	10	11
20時台	5	5	3	2	8	7
21時台	5	1	2	2	7	3
22時台	1	1	0	0	1	1
23時台	1	0	0	0	1	0
合計	104	105	69	71	173	176

【北鉄バス路線図】



(出典：北陸鉄道ホームページ [http://www.hokutetsu.co.jp/jikoku\\_haikei/index1.html](http://www.hokutetsu.co.jp/jikoku_haikei/index1.html))

■資料9：現行法での主な交通ルール

◇自転車の路肩走行に際して、安全性を担保するために、自転車利用者及び自動車運転者は、道路交通法及び石川県道路交通法施行細則で規定されているルールを順守する必要があります。  
◇そのためには、自転車利用者や自動車運転者のみならず、地域住民や各種関係機関を交えた意識啓発活動が必要となります。

【自転車の主なルール】

ルール	内 容	違反した場合の罰則
車道の左側通行	・自転車は「車両（軽車両）」（道路交通法第2条第8号及び11号） ・自転車は「車道の左側端」を走行することが原則。「自転車及び歩行者専用」の標識がない歩道を走行してはいけない。（道路交通法第17～18条）	3月以下の懲役または5万円以下の罰金
並進の禁止	・軽車両は横に並んで走行してはいけない。（道路交通法第19条）	2万円以下の罰金または料
歩行者の優先	・「自転車歩道通行可」の歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等によって指定されているときは、その指定された部分）を徐行しなければならない。また、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない	2万円以下の罰金または料
信号の順守	・自転車は車両の信号に従わなければならない（歩行者自転車専用の信号がある場合はそちらに従う）。（道路交通法第7条）	3月以下の懲役または5万円以下の罰金
一時停止	・自転車は、原則として車両なので、一時停止などの規制標識に従わなければならない。（道路交通法第43条）	3月以下の懲役または5万円以下の罰金
傘差し運転の禁止（携帯電話の禁止）	・傘をさし、物を担ぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはならない。（道路交通法第71条第6号）	5万円以下の罰金
ライト点灯	・夜間、道路では前照灯（ライト）をつけなければならない。（道路交通法第52条第1号）	5万円以下の罰金
二人乗りの禁止	・二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させてはならない（次の場合を除く）。（道路交通法第57条第2号） ①16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者）1人を幼児用座席に乗車させている場合 ②16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を子守バンド等で確実に背負っている場合	2万円以下の罰金または料
酒酔い運転の禁止	・酒気を帯びて車両等を運転してはならない。（道路交通法第65条第1号）	3年以下の懲役または50万円以下の罰金

【自動車の主なルール】

ルール	内 容	違反した場合の罰則
バス専用レーン	・車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。（道路交通法第20条第2号）	5万円以下の罰金
最高速度	・車両は、道路標識等により最高速度が指定されている場合は、その最高速度をこえる速度で走行してはならない。（道路交通法第22条）	6月以下の懲役または10万円以下の罰金
車間距離	・車両等は、同一の進路を進行している他の車両の直後を走行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるよう必要な距離を保たなければならない。（道路交通法第26条）	5万円以下の罰金
追い越しの方法	・追い越しをしようとする車両は、反対方向または後方からの交通に十分注意し、かつ、前車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できるかぎり安全な速度と方法で進行しなければならない。（道路交通法第28条第4号）	3月以下の懲役または5万円以下の罰金